

## 社会保障協定とは

日本の事業所から海外の支店等に派遣される日本人が増加しています。この場合、日本から海外に派遣される人については、年金制度をはじめとする日本の社会保険制度と就労地である外国の社会保険制度にそれぞれ加入し、両国の制度の保険料を負担しなければならない「二重加入の問題」があります。

また、派遣期間が短い場合、外国の年金制度の加入期間が短いことから、年金が受けられないなど、外国で納めた保険料が結果的に掛け捨てになってしまう「保険料掛け捨ての問題」もあります。

これは、海外の事業所から日本にある支店等に派遣される外国人の場合も同様です。このような問題を解決するため、二国間で社会保障協定を締結することにより、年金制度等の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けられるようにするものです。

### 二重加入防止の基本的な考え方

- ・ 就労地国の制度のみに加入することを原則とする。
- ・ 一時的な派遣者については、例外的に、派遣元国の制度のみに加入する。

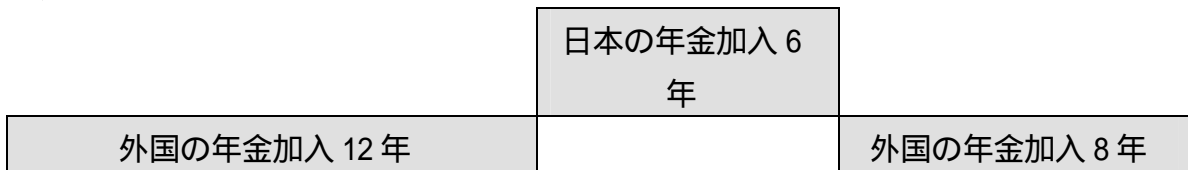
なお、社会保障協定における「一時的」とは、通常5年以内とされています。

### 年金加入期間通算の基本的な考え方

- ・ 一方の国の年金制度の加入期間のみでは、受給資格を満たさない場合に、他方の国の年金制度の加入期間を一方の国の加入期間とみなし、受給資格期間に通算することにより、年金を受けられるようにする。

ただし、通算された加入期間に応じて計算された年金を、一方の国からまとめて支給するような仕組みではなく、年金加入期間通算により支給される年金額は、一方の国の実際の加入期間に応じて計算された額となります。

<加入期間通算のイメージ図>



12年 + 6年 + 8年 = 26年 > 25年 (日本の年金支給要件)・・・日本の年金支給 (6年分)

### 社会保障協定の締結状況

ドイツ (平成 12 年 2 月協定発効)、イギリス (平成 13 年 2 月協定発効)、韓国 (平成 17 年 4 月協定発効)、アメリカ (平成 17 年 10 月協定発効)、フランス (平成 17 年 2 月協定署名)、ベルギー (平成 17 年 2 月協定署名)、カナダ (平成 18 年 2 月協定署名)、オーストラリア (現在交渉中)、オランダ (現在交渉中)